

重症心身障害児加算認定一覧表

知的障害 肢体不自由	療育手帳 A 判定交付あり	療育手帳交付がなく、重度の知的障害(療育手帳 A 判定)に相当する記載がある医師意見書・診断書あり
身体障害者手帳 1・2 級 (肢体不自由で下肢または体幹機能の障害を含む) 交付あり	加算認定可	加算認定可
身体障害者手帳交付なし、または、身体障害者手帳に肢体不自由による障害で 1・2 級に該当しない場合 身体障害者手帳の肢体不自由の 1・2 級 (下肢または体幹機能の障害を含む) に相当する記載がある医師意見書・診断書あり	加算認定可	加算認定可

※既に療育手帳 B1・B2 の判定があり交付されている方で、重度の知的障害が疑われている方については療育手帳再判定の申請をお願いします。

(別紙3) 重症心身障害のある人の送迎支援事業について

平成27年4月から、重症心身障害のある人が医療型施設（詳細は下記3（2）を参照）へ通所するための送迎についても、下記の要件をいずれも満たす場合には移動支援事業の対象となります。
これを「重症心身障害児・者送迎支援制度」と呼びます。また、基本的には移動支援事業のルールを適用します。

1. 重症心身障害児・者送迎支援制度（以下「送迎支援事業」という。）の目的・内容

この制度は、人工呼吸器管理等が必要な重症心身障害のある人（児童を含む。以下同じ。）が、『医療機関併設型の短期入所施設やデイサービス施設等』へ通うために必要となる「送迎」に対する支援を強化することにより、家族の介護負担の軽減及び看護職員等による安全な送迎体制の整備等を行うことにより、障害福祉サービス等の利用環境の改善を図ることを目的とします。

2. 送迎支援事業の対象者

次の要件に該当する人であって、外出時の移動に支援を必要とする人が対象となります。

「気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理」を行っている人又は日常的に「喀痰吸引等」の医療処置が必要な人であって、次の要件に該当する人。ただし、施設に入所している人を除きます。

- (1) 重症心身障害のある人※¹
- (2) 遷延性意識障害のある人※²
- (3) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人

備考

※1 重症心身障害のある人とは

- ①手帳により重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複していることが確認できる人
具体的には、次の要件を満たしている人
ア 身体障害者手帳が1級又は2級であって、両上下肢機能が「著しい機能障害」以上である
イ 療育手帳がA判定である
- ②上記①の要件のうち、イには該当しないが、医師の診断書により「最重度精神遅滞」であることが確認できる人
- ③児童相談所より重症心身障害の判定を受けている人
(下図に掲げる大島分類1～4に該当する心身の状態が目安となります。)

大島分類

					【知能(IQ)】
					80
					70 境界
					50 軽度
					35 中度
					20 重度
					最重度
【運動機能】	走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり
	21	22	23	24	25
	20	13	14	15	16
	19	12	7	8	9
	18	11	6	3	4
	17	10	5	2	1

※2 遷延性意識障害のある人とは

次に掲げる状態のうち、5つ以上の状態に該当する人

- ①自力での移動支援が不可能であること
- ②意味のある発語を欠くこと
- ③意思疎通を欠くこと
- ④視覚による認識を欠くこと
- ⑤原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること
- ⑥排泄失禁状態であること